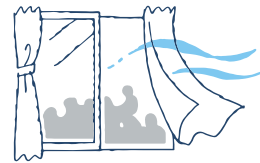
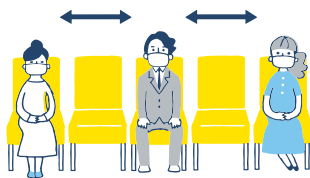


新型コロナウイルス
感染症予防対策

ふじのくに 安全・安心 認証制度

飲食店

この認証マークが
安全・安心の目印です



利用者に安心と信頼を届けよう!

この制度は、静岡県内において飲食業を営む事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策について、その内容を県が認証することにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供することを目的としたものです。



お問い合わせ ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度事務局

TEL:0570-020-112 (平日 午前8時30分~午後5時15分)

申請方法は裏面へ

認証ポイント

詳細なチェック項目は、申請フォームまたは申請書をご確認ください。

1. 来店者の感染症予防対策
2. 従業員の感染症予防対策
3. 施設・設備の衛生管理の徹底
4. チェックリストの作成・公表
5. 新型コロナウイルス感染症患者発生に備えた対処方針
6. 接待を伴う飲食店における感染症予防対策
7. カラオケの歌唱を伴う場における感染症予防対策

対象となる施設

飲食業に属する事業者（食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者）が営む日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に分類される県内の事業用施設のうち、専ら集客を目的とするもので、以下を除きます。

- 暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設
- 店舗内で飲食することを主たる目的としない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店舗、キッチンカー、露店等）
- 食品衛生法施行令第35条第3号から第34号に規定する営業を行う施設（宿泊を主とした施設は対象に含まれません。）

申請手続き

下記QRコードよりwebページへアクセスください!

電子申請または、書面申請（郵送）のどちらか一方をお選びください。対象業種の店舗において取り組んでいる感染症予防対策について、申請書に記入し、添付資料と合わせて申請してください。

申請フォームや申請書のダウンロードはこちら



電子申請

申請フォームから必要事項を入力ください。

申請書をダウンロード、必要事項をご記入の上、[添付資料①及び②]を同封して、以下の宛先まで郵送ください。

書面申請

[添付資料①] 飲食業許可証の写し

[添付資料②] 身分証明書の写し 飲食業の許可を受けた者の住所、氏名、生年月日が表示された公的資料の写し（例：運転免許証、健康保険証等）

郵送先：〒420-0853 静岡市葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザビル2F
ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 あて

申請から認証までの流れ



申請いただいた内容を確認します。

申請者の方に現地確認の日程調整について連絡します。

申請が混み合っている場合、申請から現地確認まで、日数を要する場合があります。

県が作成した「感染症予防対策に係る基準」に適合していることが認められれば、認証書及び認証マークを交付します。

認証事務に際して金品等を要求することは一切ありません。

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）への支援制度について

静岡県では、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度へ申請する事業者の方を対象に、感染予防対策資材の購入費等を支援する制度を検討中です。令和3年5月20日以降に感染予防対策資材の購入を予定されている方は、購入者、購入日、購入店、購入した資材の内容・金額が確認できる資料（領収書等）を保管いただきますよう、お願いいたします。なお、当支援制度は、他の支援制度（補助事業）を適用した資材は、対象となりません。